

～新型コロナウイルス等感染症予防対策に取り組む事業者を支援します～

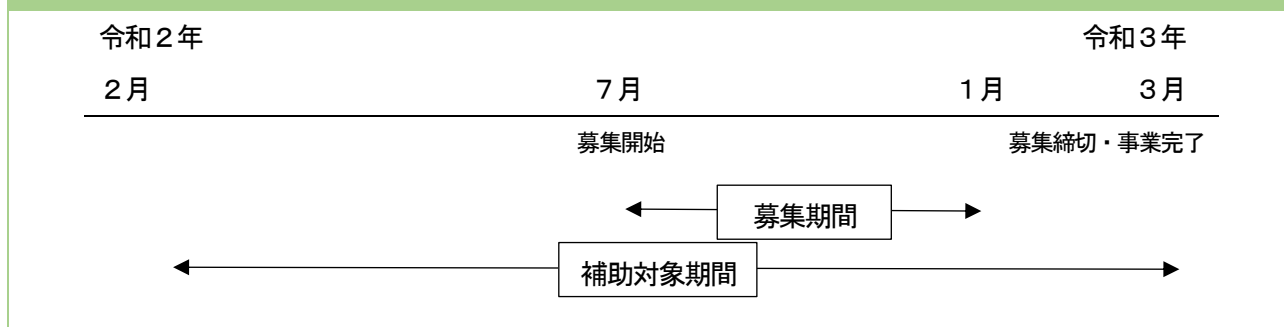
公募期間

令和3年1月29日（金）必着

補助の概要

補助対象事業	日立市新型コロナウイルス等感染症拡大防止対策事業
補助対象経費	業種別ガイドラインに沿った感染拡大防止対策に必要な衛生用品の購入や設備導入等に必要な以下の経費（※マスク、消毒液等の消耗品は除く） (1) 消毒費用（消毒設備の購入費、消毒作業の外注費） (2) 飛沫対策費用（アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン等の購入費・施工費） (3) 換気費用（換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入費） (4) その他衛生管理費用（従業員指導等のための専門家活用費、フェイスシールド・体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・自動精算機・コイントレー・パーテーションの購入費） (5) 研修費用（感染症防止のための従業員教育（テキスト・DVD等の教材購入、講師依頼、セミナー受講等に要する費用） (6) その他感染症防止対策費用
補助対象者	■ 本市に事業所等を有する中小企業者等 ※ 市税に未納のある方（納税猶予の特例対象者は除く）、暴力団関係者及びみなし大企業は対象外 ※ みなし大企業の定義は以下のとおり ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
補助要件	■ 業種別ガイドラインに沿った感染拡大防止対策に必要な衛生用品の購入や設備導入等を行っていること ■ 上記衛生用品の購入や設備導入等の費用の合計が、2万円以上であること
補助対象事業期間	令和2年2月18日から令和3年3月31日まで
補助率	補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）
補助限度額	1件あたり20万円まで（下限1万円）

対象となる期間



申請に必要な書類

事業完了前に申請する場合	事業完了後に申請する場合
<ul style="list-style-type: none">■ 補助金交付申請書（様式第1号）■ 事業計画書（様式第2号）■ 補助事業に要する経費及び内容に係る証拠書類 <p>※ 事業完了後に実績報告書を提出していただきます。</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 補助金交付申請書（様式第1号）■ 事業報告書（様式第4号）■ 補助事業に要した経費及び内容に係る証拠書類

申請に関する注意事項

- 1 国、県及び支援機関等が補助する他の制度（助成金、補助金、委託費等）の対象経費との重複はできません。
- 2 補助対象要件を確認するため、本事業の担当職員が申請者の市税の滞納状況を閲覧及び確認させていただきます。
- 3 本市の産業振興施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。
- 4 補助事業の実績等を確認するため、事業完了後のフォローアップ調査等を依頼する場合があります。

お問い合わせ及び申請書提出先

日立市 産業経済部 商工振興課 雇用労働係 担当：中村、根田
〒317-8601 日立市助川町1-1-1
電話：0294-22-3111（内線429）
IP：050-5528-5104
Eメール：shoko@city.hitachi.lg.jp
HP：<https://www.city.hitachi.lg.jp/jigyo/004/001/p086732.html>

